

留置施設管理運営規程

〔平成19年5月31日〕
本部訓令第13号

（概要）

この規程は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令（平成18年政令第192号）国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第42号）、被留置者の留置に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第11号）等に定めるもののほか、留置業務の管理運営及び被留置者の処遇を適正に行うため、必要な事項を定めたものである。